

第4回JRECOフロン対策格付け ～「フロン排出抑制法」遵守状況

旭化成・イオン・ANA・日清製粉など 94 社を A ランクに選定

「フロン対策格付け 2024」東証プライム 1641 社の環境関連レポートを調査

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構(JRECO、是常博理事長)は 2025 年 1 月、東証プライム上場企業におけるフロン排出抑制法の理解・認識と取り組み・情報発信についての調査「フロン対策格付け 2024」をまとめました。その結果、調査対象 1641 社のうち、**A ランク企業 94 社、B ランク企業 37 社を選定しました。**

今回調査は 2021 年度に当時の東証一部企業対象を対象に第 1 回調査を開始して以降、4 回目となります。当法人は、フロン排出抑制法の遵守を経済産業省・環境省とともに啓発・推進する団体です。

この調査は、企業がフロン排出抑制法に対する理解・認識、取り組み、情報発信ができているか、各社の統合報告書やサステナビリティ報告書などをオンラインで検索し、JRECO が各社のフロン類の取り組み内容を総合的に判断した上で、「フロン対策格付け」として毎年発表するものです。

今回、A ランク企業 93 社、B ランク企業 36 社を選定しましたが、全般に多くの企業で前回からさらに統合報告書、ESG データ等での環境対策全般の記載が充実し、フロン対策について記載している例も大きく増えています。

フロン類は温室効果ガスの一つであり、その温室効果は CO₂ の数百～1 万倍あるとされます。フロン類は冷凍・冷蔵・空調施設に不可欠な冷媒で、その適切な管理と漏えい量の把握は、企業にとって必須です。特にフロン類の漏えいは、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が定めた気候リスクに該当するため、企業には大きな社会的責任が伴います。経営者自らが、フロン排出抑制法の遵守を社内に徹底させ、これにより社員の意識向上や、当たり前の業務としてフロン管理を実施・報告することが望まれます。

注) 文中のフロンはフロン類（特定フロン・代替フロン）の事を示します。



調査結果概要

2024年11月時点のプライム市場上場の1641社のホームページを対象に、フロン対策について機器の点検管理状況や算定漏えい量など法遵守の状況を、正しく記載しているか調査し、次のランクで評価して企業数分布をまとめました。

A：算定漏えい量、定期・簡易点検状況など適切に記載： 94社

B：法遵守の記載内容に一部不足がある： 37社

C：フロン排出抑制法の遵守の記載のみ、算定漏洩量のみ、あるいは機器点検の励行等の具体施策についてのみ記載している： 181社

D：フロンの記載はあるがオゾン層保護（特定フロンの対策）についてであったり、「フロン排出抑制法」を正確に理解した記載ではない*： 6社

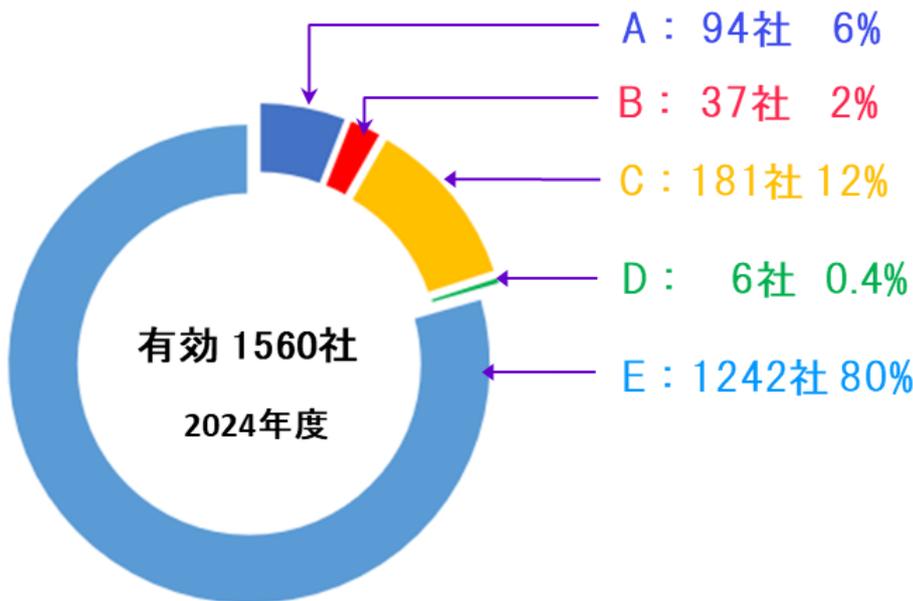
*建設解体現場、製品からのフロン回収実績のみ など

E：「フロン排出抑制法」記載全くなし、あるいは法の理解度なし： 1242社

以上 合計 1560社 ：有効対象社数

※ランクN 81社：環境対策についての記載が見られない、あるいは2024年の統合報告書等を11月末時点で未発表の企業については除外して上記1560社を有効対象としています。

図1 2024年度フロン対策格付け調査結果まとめ



Rank A

A ランク企業 (94 社)

算定漏えい量、定期・簡易点検状況など適切に記載

(50 音順)

旭化成	味の素	アスクル	artience
イオン	いすゞ自動車	出光興産	伊藤忠商事
ANA ホールディングス	エーザイ	AGC	エスベック
NTN	大倉工業	小野薬品工業	カナデビア
九州旅客鉄道	極洋	クボタ	三機工業
三洋化成工業	J-オイルミルズ	四国電力	ジャムコ
新光電気工業	新日本空調	住友化学	住友倉庫
住友ベークライト	住友林業	積水化学工業	積水ハウス
セコム	ソフトバンク	大気社	ダイキン工業
大成建設	大同特殊鋼	高島屋	中外製薬
中国塗料	中部電力	DIC	デンカ
東亜合成	東急	東京応化工業	東京瓦斯
東京電力 ホールディングス	東ソー	東邦瓦斯	東洋水産
TOYO TIRE	TOPPAN ホールディングス	南海電気鉄道	ニコン
日油	日清食品 ホールディングス	日清製粉グループ本社	日東工業
日東電工	ニッポン	NIPPON EXPRESS ホールディングス	日本空調サービス
日本触媒	日本曹達	パナソニック ホールディングス	東日本旅客鉄道
日立製作所	ヒューリック	ファナック	ファンケル
フクシマガリレイ	富士通	富士通ゼネラル	富士フィルム ホールディングス
プリマハム	古河電気工業	ホシザキ	前澤化成工業
マクセル	三井物産	三越伊勢丹 ホールディングス	ミツバ
三菱地所	明治ホールディングス	明電舎	森永乳業
ヤオコー	ヤクルト本社	山崎製パン	ヤマト ホールディングス
横浜ゴム	ワタミ		

Rank B

B ランク企業 (37 社)

法遵守の記載内容に一部不足がある

(50 音順)

旭有機材	アルコニックス	イオンディライト	インフォコム
オエノン	奥村組	カシオ計算機	カネカ
ホールディングス			
上組	クレハ	神戸製鋼所	ゴールドウイン
駒井ハルテック	小森コーポレーション	シスメックス	信越化学工業
スズキ	住友大阪セメント	セイコー	セブン&アイ・
		ホールディングス	ホールディングス
双日	ティラド	東急不動産	東京建物
		ホールディングス	
東建コーポレーション	東和薬品	中山製鋼所	西日本鉄道
ニチレイ	日新	ニッセイ	伯東
久光製薬	日比谷総合設備	フージャース	ユニ・チャーム
		ホールディングス	
ルネサスエレクトロニクス			

※東証プライム市場に上場している 1641 社(2024 年 9 月末時点)の環境関連報告書における「フロン排出抑制法」遵守状況の有無及び内容を調査しました。

※この評価はレポート全体ではなく、あくまでも「フロン排出抑制法」遵守状況報告に特化した調査です。

[⇒ 前回\(2023 年度\)フロン格付け調査の結果はこちら](#)



考 察

表 1 に今回の調査結果を業種別内訳として示しています。

1) 「フロン排出抑制法」遵守状況の詳細報告があることは経営者並びに会社方針としてフロン問題への理解が深く、SDGs の気候変動対策としてフロン排出抑制が必要であると認識していることを示しています。

2) A ランクとなった企業は、経営者がフロン問題とその重要性を理解しており、同時に社内ではフロン対策が徹底されていることが分かります。

今回の A ランク評価 94 社は全体有効数の 6%で、前回の 76 社(全体の 5%)から増えました。

3)単に「フロン排出抑制法を遵守」という記載だけでなく、「簡易点検や定期点検の徹底」や「算定漏洩量の明記、または(報告義務で定める)年間 1000t-CO₂未満である事を確認」といった具体的記載を記載する企業も増えており、調査においても高い評価としております。

残念ながら、前回まで点検や算定漏洩量の報告などが「CSR レポート」や「ESG データ」といったページに記載有りながら、今年度から例えば「統合報告書」に報告がすべて集約される中で消えてしまうなど評価がダウンした企業も見受けられました。

フロン対策について何かしら記載の有る **A、B、C ランク**の合計数では **312 社**で全体の **20%**でした。

(前回調査では全 1745 社中 A、B、C 合計は 279 社/18%)

総じて A ランク、C ランクが前回調査から大きく増えており、喜ばしい傾向とは言えますが、依然としてフロンについて記載のない(関心のない)企業 (**ランク E**)が **80%**と**高い比率を占めております**。

4)業種別での分析

化学・医薬品において A ランクが 23 社、B ランクが 7 社、食料品では A ランクが 11 社、陸運・海運・空輸の業種で A ランクが 7 社と他業種に比べ高い比率を占めています。

これらの業種では冷凍空調機器の使用(電気、整備費)は経営的な課題も大きい事、またフロン対策が今後の温室効果ガス削減に重要であるという経営者の認識が高くなっていることが要因と推察されます。

会社規模が大きくても、情報通信(IT 関連、放送局など)、サービス、金融の業種では環境関係の報告が乏しく、フロン対策に関連する記載が非常に少ない傾向にあります。

例えば賃貸で入居し空調機器類については管理会社に任せきりでいる等、自社事業におけるフロンという温暖化ガス排出への意識がまだまだ低い事がうかがえます。

全体の 80%にあたる 1242 社がランク E つまり「フロン排出抑制法」遵守についての記載がありませんでした。またランク D として、過去のオゾン層保護(特定フロン)については言及しながら「フロン排出抑制法」を正確に理解されていないと思われる企業、自社の所有機器からのフロンの漏えいを抑制する目的である「フロン排出抑制法」遵守ではなく、廃棄自動車、建築物解体工事での冷凍空調機器などから「事業」として回収したフロン類のみを記載している企業もありました。

表 1 フロン対策格付け 2024 調査結果 業種別内訳

	評 価 ラ ン ク						
	A	B	C	D	E	N	合計
建設	6	3	2	0	63	0	74
食品	11	2	14	0	40	0	67
情報・通信	1	1	5	0	164	10	181
精密機器	1	1	3	0	22	0	27
不動産	2	3	8	0	38	0	51
パルプ・紙	0	0	1	0	9	0	10
化学・薬品	23	7	31	1	90	3	155
サービス	2	1	4	0	123	28	158
電気・ガス	5	0	6	2	7	1	21
繊維製品	0	1	3	0	17	0	21
窯業・ガラス	1	1	2	0	19	0	23
鉄鋼	1	2	3	0	15	1	22
小売、卸売	8	4	40	0	199	8	259
機械	6	1	10	1	91	4	113
陸運・海運・空輸	7	1	6	0	31	1	46
石油・石炭製品・ゴム	3	0	2	0	12	0	17
非鉄、金属製品	1	1	4	0	41	3	50
その他製品	1	0	2	0	30	3	36
水産・農林	1	1	0	0	4	0	6
鉱業	0	0	0	0	5	0	5
輸送機器	2	2	7	1	25	4	41
電気機器	11	3	17	1	84	13	129
銀行・金融関係	0	0	8	0	108	0	116
倉庫・運輸関連	1	2	3	0	5	2	13
合 計	94	37	181	6	1242	81	1641

ランク	A	B	C	D	E	N	有効数
比率	6%	2%	12%	0.4%	80%	—	1560 社 (100%)

ランク N は有効対象社数から除外

※プライム市場上場の要件として、TCFD*（気候関連財務情報開示タスクフォース）に沿った情報開示の必要から、大多数の企業のホームページにおいて「サステナビリティ」「CSR」等のページが作成されています。CO₂排出量の推移、低減対策を記載はしていてもフロン（代替フロン HFC）の管理、排出削減に記載が及んでいる企業は全体としてはまだまだ少数派です。

*2022年4月に東証市場再編がなされ、プライム市場上場企業にはTCFD提言に沿った気候変動によるリスク情報の開示が、コーポレートガバナンス・コードにおいて実質的に義務付けられています。

企業は気候変動関連リスク、及び機会に関して下記の項目について開示することを求められています。

：ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標

まとめ

A、B ランク企業の経営者はフロン類の漏えい防止対策に関心が高く「フロン排出抑制法」遵守に向けてトップダウンによる指示をされていると思われます。経営者のトップダウン指示は、従業員に「フロン排出抑制法」を遵守してもらうために不可欠です。

A、B ランク企業がまだ少ない理由は、一般の方たちが不可欠なインフラである冷凍空調機器の存在に気付かないことであり、依然として多くの方々がフロン類について感心がないことです。それに気付く企業経営者が増えることこそが、この重要なインフラのサステナビリティを高めることではないでしょうか。今後の格付け調査ではA、B ランク企業がさらに増えるよう、JRECOとしても一層の啓発活動を行って参ります。

ところで、現在使っている代替フロンは2036年以降には生産が殆どできなくなります。機器を使い続けるためには「フロン排出抑制法」を遵守しフロン類を大切に使用してはなりません。それができないと、まだ使える機器を廃棄して新規に機器を、買い換えなければならなくなることを認識ください。冷凍空調インフラにとってまさに「存亡の危機」です。

[注）特定フロン（CFC/HCF）はオゾン層破壊効果大、温室効果大](#)
[代替フロン（HFC）はオゾン層破壊効果小、温室効果大](#)

